

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

坂出市は健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

香川県坂出市長

公表日

令和4年3月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 健康増進法に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種検(健)診など市民の健康増進のために必要な事業を行う。</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務】</p> <ul style="list-style-type: none">・健康教育、健康相談の実施・訪問指導の実施・各種検(健)診の実施および結果の管理 <p>①胃がん検診、②肺がん検診、③大腸がん検診、④乳がん検診、⑤子宮がん検診、⑥肝炎ウイルス検診、⑦骨粗鬆症検診、⑧歯周疾患検診については、番号法により健診結果は本人等の照会者に対し情報提供ネットワークシステムを使用して回答する。</p>
③システムの名称	健康管理システム , 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 共通ファイル 2. 成人検診ファイル 3. 事業管理ファイル 4. 訪問・相談・教室ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)および別表第一の第76の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)および別表第二 102の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第50条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)および別表第二 102の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 けんこう課
②所属長の役職名	けんこう課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	坂出市 総務部 総務課 行政・法制管理係 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5002
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	坂出市 健康福祉部 けんこう課 <保健指導係> 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5006

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	評価書名	健康増進に関する事務 基礎評価項目	健康増進に関する事務 基礎項目評価書	事後	
平成29年7月31日	評価実施機関名	坂出市長	香川県坂出市長	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	けんこう課長 浅野 武彦	けんこう課長 本多 寛之	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	けんこう課長 本多 寛之	けんこう課長 松川 忠司	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②連絡先	坂出市 健康福祉部 けんこう課 <健康係>	坂出市 健康福祉部 けんこう課 <保健指導係>	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	けんこう課長 本多 寛之	けんこう課長 松川 忠司	事後	
令和1年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	けんこう課長 松川 忠司	けんこう課長	事後	様式変更により
令和1年5月31日	IVリスク対策		様式変更による項目の追加	事後	様式変更により
令和4年2月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>【概要】 健康増進法に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種検(健)診など市民の健康増進のために必要な事業を行う。</p> <p>【特定個人情報を取扱う事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育、健康相談の実施 ・訪問指導の実施 ・各種検(健)診の実施および結果の管理 	<p>左記に以下を追加</p> <p>①胃がん検診、②肺がん検診、③大腸がん検診、④乳がん検診、⑤子宮がん検診、⑥肝炎ウイルス検診、⑦骨粗鬆症検診、⑧歯周疾患検診については、番号法により健診結果は本人等の照会者に対し情報提供ネットワークシステムを使用して回答する。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム, 中間サーバー	事前	
令和4年2月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法別表第一の第76の項 〈別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第54条〉	番号法第9条第1項(利用範囲)および別表第一の第76の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第54条	事前	
令和4年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 I 実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)および別表第二 102の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第50条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)および別表第二 102の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第50条	事前	
令和4年2月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年1月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	
令和4年2月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年1月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	